

菊池市告示第205号

菊池市まちなか出店応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月23日

菊池市長 江 頭 実

菊池市まちなか出店応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市まちなか出店応援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の空き店舗等を活用して新規出店する事業者に対し補助金を交付することにより、中心市街地及び菊池温泉街における商業観光の振興及びまちの魅力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 不特定多数の者の往来が見込まれる事業の用に供する建物で、倉庫、車庫その他これらに類するものを除いたものをいう。ただし、当該建物が併用住宅である場合は、当該店舗部分が利用上の独立性を有しているものでなければならない。
- (2) 空き店舗等 事業又は居住の用に供するために使用されていない建物又は土地をいう。
- (3) 開業 創業又は新分野の事業を開始することをいう。
- (4) 創業 これまで、事業を営んだことのない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により、新たに本市において開業すること又は事業を営んだことのない個人が新たに法人を設立し、本市において開業することをいう。
- (5) 新分野 既に営んでいる事業とは異なる業種(日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)の小分類・細分類に規定する業種は含まない。)をいう。
- (6) 新分野進出者 新分野で開業する者をいう。
- (7) 出店者 第20条に規定する実績報告に係る確定通知の日から6月を経過する日

までに空き店舗等において開業できる者をいう。

(8) 所有者 空き店舗等の所有権を有する者をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす出店者とする。

(1) 空き店舗等を活用して開業する者であること。

(2) 第6条に規定する補助対象区域において創業又は新規出店する者であること。

(3) 菊池市創業支援事業要綱(平成30年告示第87号)の規定により補助金の交付を受けた者にあつては、当該交付を受けた最初の交付決定日の属する月から36月経過していること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、この補助金の補助対象者としな

(1) フランチャイズ契約(フランチャイザーから商標、商号、経営ノウハウ等の使用許諾を受け、対価を支払って行う契約をいい、名称の如何を問わない。)その他これに類する契約に基づき出店する者

(2) この要綱による補助金の交付申請時において、市税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業(以下「対象外事業」という。)を行う事業者、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体に該当する者

(4) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるもの

(5) 所有者若しくは当該所有者の3親等以内の親族又はそれらの者と生計を一にする者

(補助対象事業)

第5条 この補助金の補助対象事業は、次条に規定する補助対象区域において、次項の規定に該当する事業(以下「第2項事業」という。)を新たに開業する場合に空き店舗等を活用するときの、当該空き店舗等を改修、改築又は新築(以下「改修等」という。)する事業とする。

2 前項の規定による新たに開業する事業は、飲食業、小売業又は観光関連サービス業等(対象外事業を除き、レンタル業務等を含む。)のうち、地域住民及び観光客の利便性向上又は賑わい創出に資するものと市長が認める事業であり、かつ、次のいずれか

に該当する事業とする。

- (1) 創業者にあつては、補助対象事業に係る第2項事業について創業支援事業計画（平成27年総務大臣及び経済産業大臣認定）のワンストップ窓口等（以下「ワンストップ窓口」という。）で1月以上の期間をかけ、4回以上の相談を行い、適切な事業計画を有していること。
- (2) 新分野進出者又は多店舗経営者にあつては、補助対象事業に係る第2項事業についてワンストップ窓口で1回以上の相談を行い、適切な事業計画を有していること。

（補助対象区域）

第6条 補助対象区域は、次に定める区域とする。

- (1) 別表第1に定める御所通り、立町・中央通り及び栄町・正観寺に位置する範囲
- (2) 別表第2に定める温泉街に位置する範囲

（補助対象事業実施要件）

第7条 補助対象者は、補助対象区域のうち、別表第3に定める区域において補助対象事業を実施するときは、菊池市景観条例（平成29年条例第2号）及び菊池市景観条例施行規則（平成29年規則第9号）の規定に従って実施するものとする。

- 2 補助対象者は、補助対象区域において補助対象事業を実施するときは、菊池市中小企業振興基本条例（平成20年条例第23号）の趣旨に鑑み、本市に事業所を有する施工業者により改修等を実施するよう努めるものとする。

（補助対象経費）

第8条 この補助金の補助対象経費は、補助対象事業に要する費用とする。ただし、次に該当する経費は補助対象経費から除く。

- (1) 汎用性のある什器、家具等の備品費
- (2) 開店後の店舗の運営において使用することが見込まれる消耗品等の経常的経費
- (3) 空き店舗等の取得に係る経費
- (4) 店舗の敷金、礼金及び賃貸費
- (5) 併用住宅の場合にあつては、店舗として独立性を有していない部分に係る経費
- (6) 国、県、市、公的団体又は公共的団体が実施する他の制度による補助金（その他これに準ずるものを含む。）の交付を受ける経費
- (7) 第17条の規定による補助金の交付の決定前に着手した部分に係る経費

- 2 規則第8条第2項の規定により事業を廃止するときは、改修等に要した経費に、当該改修等を行った店舗において営業を行った月数を36月で除した値を乗じて得た額（小数点第1位以下切捨て）を補助対象経費とする。ただし、病気等のやむを得ない事由により事業を廃止する場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第9条 この補助金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、1出店者当たり次の区分に応じた額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(1) 開業する店舗がグルメ菊池認定を取得した場合 330万円

(2) 上記以外の場合 300万円

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 補助金の交付は、1出店者につき1回限りとする。

（交付の申請）

第10条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（規則様式第1号の1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) まちなか出店応援補助金事業計画書（様式第1号）

(2) 補助対象経費の内訳及び工期（納期）を明記した見積書の写し

(3) 店舗の位置図及び平面図

(4) 空き店舗を改修する場合は、改修前における店舗の外観及び内装の写真

(5) 空き店舗の改修又は看板設置等の工事を行う場合で、出店者が所有者でないときは、所有者の同意書

(6) 納期が到来している市税の未納がないことを証明する書類（未納がない証明書）

(7) 菊池市創業支援等事業計画に基づく支援を受けたことの証明書（様式第2号）（新分野進出者及び多店舗経営者は除く。）

(8) その他市長が必要と認める書類

（申請が複数ある場合の優先順位）

第11条 市長は、前条の規定による申請が複数ある場合は、次の項目をより多く満たす申請を優先するものとする。

- (1) 開業する店舗が、菊池市空き家バンク制度実施要綱(令和2年告示第157号)に規定する空き家バンクを利用して空き店舗等を購入又は賃貸したものであること。
- (2) 開業した日から3年以上継続して営業することが見込まれ、夜間のみの営業ではなく、客が直接来店する事業であること。

(審査会の設置)

第12条 市長は、補助金の交付の適否を審査するために、まちなか出店応援審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の所掌事務)

第13条 審査会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 補助金の交付の適否に関する事項
- (2) 申請が複数ある場合における、第11条の規定による優先順位に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(審査会の組織)

第14条 審査会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 経済部長
- (2) まちなか創造課長
- (3) 商工振興課長
- (4) 観光振興課長
- (5) その他市長が必要と認める者

3 会長は、経済部長をもって充て、会務を統括する。

(審査会の会議)

第15条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第16条 審査会の庶務は、経済部まちなか創造課において処理する。

(事前着手の禁止)

第17条 補助対象者は、次条に規定する補助金の交付決定の通知を受ける前に、補助対

象事業に着手してはならない。

(交付の決定)

第18条 市長は、審査会の審査結果を踏まえ、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(計画等の変更による補助金の額)

第19条 規則第8条第2項の規定による計画等の変更により補助対象経費が増額したときでも、補助金の額は増額しないものとする。

(実績報告)

第20条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(規則様式第5号の1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により期日内での事業完了及び実績報告が難しい場合は、この限りでない。

- (1) 事業収支決算書(規則様式第5号の2)
- (2) 補助対象事業完了後の店舗の外観及び内装写真
- (3) 補助対象事業により取得した物の写真
- (4) 事業費の支出を証明する領収書等の写し
- (5) 実績報告時点で改修等した店舗で開業していないときは、実績報告の日から起算して6月以内に開業する旨を示した宣誓書(様式第3号)

(交付決定の取消し及び返還)

第21条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、出店者が開業した日の属する月から36月未満で事業を廃止したときは、既に交付した補助金の額から、第8条第2項及び第9条各項の規定により算出した補助金の額を除いて得た額について、期限を定めてその返還を命じることができる。ただし、病気等のやむを得ない事由より事業を廃止する場合

は、この限りでない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

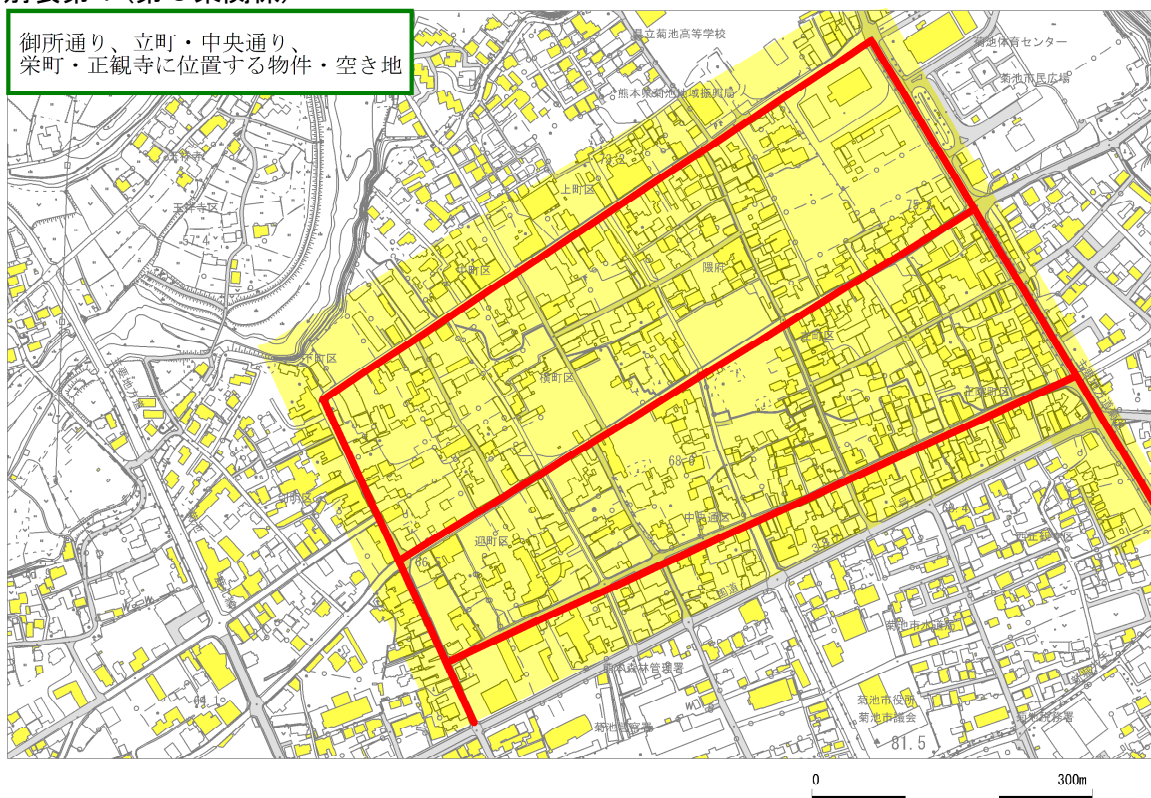
1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

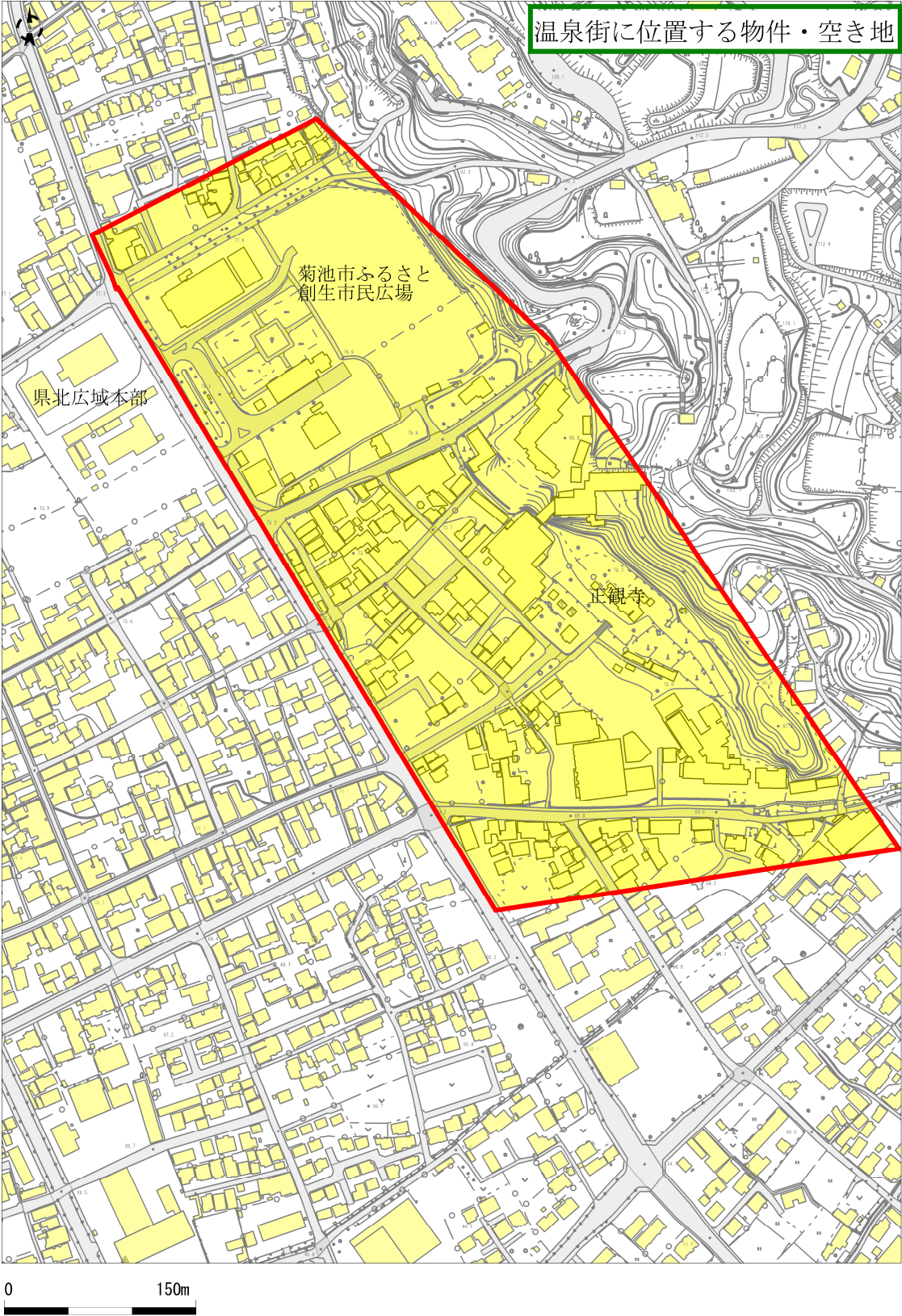
2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第1(第6条関係)

御所通り、立町・中央通り、
栄町・正観寺に位置する物件・空地

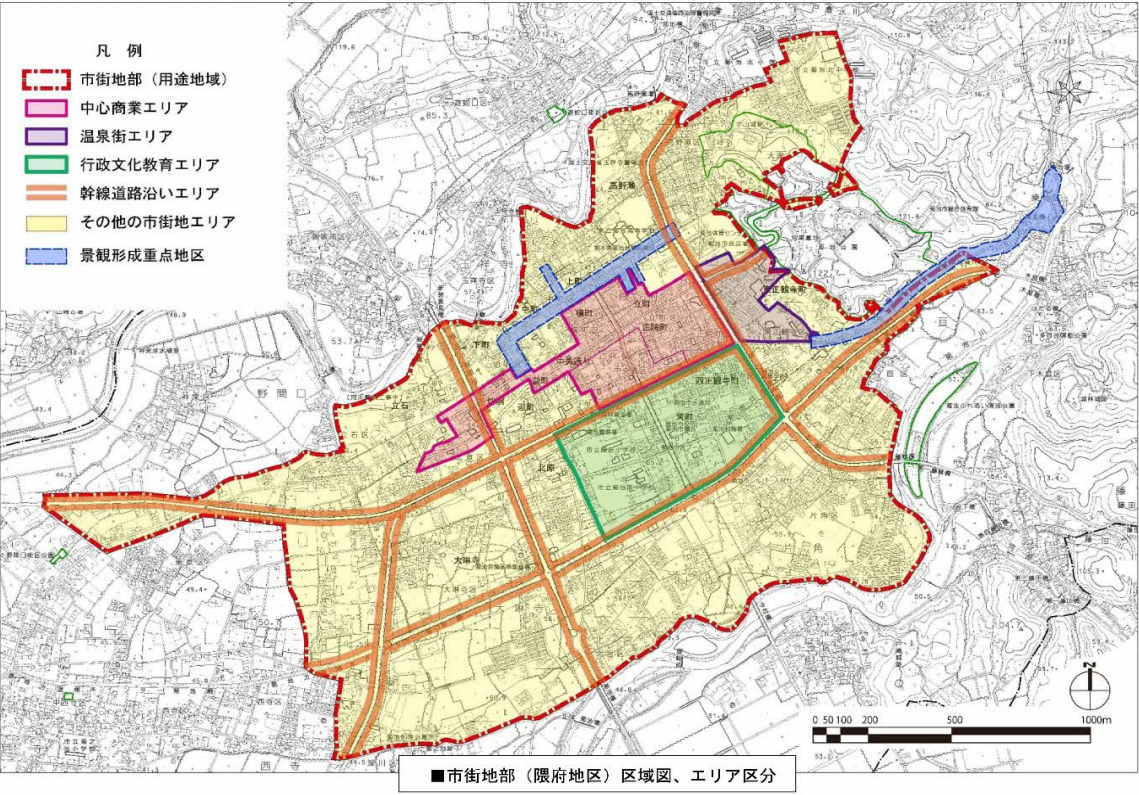


別表第2（第6条関係）



別表第3（第7条関係）

景観計画区域図



様式第 1 号（第10条関係）

年 月 日

菊池市長 様

住 所 : _____
会社名 : _____
代表者氏名 : _____

まちなか出店応援補助金 事業計画書

1. 店舗概要

店舗名称 (予定)			
店舗所在地	電話 ()		
業 種		出店形式	(創業、新分野進出、等)
資 本 金	〔会社設立(予定)の場合〕 円		
家屋使用の権限	自己所有 ・ 賃貸借 (月額 円 (税込))		
店舗面積等	㎡ (坪)		
補助対象事業実施 期間 (工事等期 間)	(開始予定日) 年 月 日 ~ (完了予定日) 年 月 日		
営業開始日 (予定)	年 月 日		
営業日 営業時間			
事業概要	① 出店に至る経緯 (動機や目的)		
	② 店舗の事業内容や主な取扱商品、価格帯		

	③ ターゲット層やコンセプト
事業の目標・課題・対策	① 目標
	② 目標達成に対する課題
	③ 目標達成のための対策
運営体制	① 出店店舗の運営体制
	② 開業に必要な知識、経験、人脈（資格取得等）
	③ 出店店舗で営む予定の業種と同じ業種での勤務・経営経験
地域への波及効果	（市内事業者との連携、出店エリア活性化への意欲等）
その他	（アピールしたいこと等）

担当者 連絡先	役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2. 開業前に掛かる収支予算書

(収 入)

単位：

円

科 目	金 額	説 明
市補助金※		
自己資金		
借入れ		
その他		
合 計		

※市補助金は、「菊池市まちなか出店応援補助金」をいう。

(支 出)

単位：

円

科 目	金 額	うち市補助金 充当額※	説 明
合 計			

※収支の市補助金額と支出の市補助金充当額の合計は一致します。

※市補助金の充当に当たっては、補助金等交付基準を遵守して下さい。

※積算根拠資料として、補助対象経費の内訳及び工期（納期）を明記した見積書（写）を添付してください。

3. 開業後の資金計画

(単位：円)

	1 年目	2 年目	3 年目
① 売上高			
② 売上原価（仕入高）			
③ 粗利益（①－②）			
④ 経費			
経費内訳			
人件費			
賃借料・共益費			
光熱水費			
支払利息			
減価償却費			
その他			
営業利益（③－④）			

4. 売上、収支計画の根拠

※多店舗経営者又は新分野進出者に当たっては、既に営んでいる事業に関してではなく、本補助対象となる当該店舗での売上計画及び収支計画とその根拠を記載してください。

様式第2号(第10条関係)

菊池市創業支援等事業計画に基づく支援を受けたことの証明に関する申請書

年 月 日

菊池市長 様

住 所
電話番号
申請者氏名

菊池市創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた特定創業支援等事業の内容、期間
2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地・商号（屋号）
3. 設立する会社の資本額 万円（会社の場合）
4. 事業の業種、内容
5. 事業の開始時期 年 月 日

証明日 年 月 日

菊池市長 印

申請者が上記の特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

（注）有効期限は、以下のうち、申請日から最も近い年月日を記載しています。

1. 菊池市創業支援等事業計画の計画期間終了日
2. 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条による登録免許税の軽減規定の適用期限

様式第3号（第20条関係）

宣 誓 書

年 月 日

菊池市長 様

私は、菊池市まちなか出店応援補助金の補助事業を実施するに当たり、実績報告時点で改修等を実施した店舗で開業していないときは、実績報告の日から起算して6月以内に開業することを誓います。

住所 _____

氏名 _____